

紀南環境広域施設組合建設工事等共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、紀南環境広域施設組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事等に係る共同企業体の適正な活用の確保を図るため、その基本的要件、結成手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「共同企業体」とは、特定建設工事等共同企業体をいう。
- (2) 「特定建設工事等共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事又は業務の履行に際して、技術力等を結集することにより工事又は業務の安定的履行を確保する目的で、組合が発注する工事又は業務ごとに結成される共同企業体をいう。

(特定建設工事等共同企業体の基本要件)

第3条 特定建設工事等共同企業体の基本的要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 構成員は、和歌山県又は田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町の入札参加資格者登録名簿に登録されており、且つ、建設工事においては当該建設工事の種類について建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の許可業種につき、許可を有して5年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- (2) 構成員は原則として3者以内とすること。ただし、工事又は業務の金額及び技術的難度の高いものについてはこの限りではない。
- (3) 前各号に規定するもののほか、結成条件等必要事項は、組合において別途定めるものとする。

(特定建設工事等共同企業体対象工事)

第4条 特定建設工事等共同企業体の対象となる工事等は、次の各号に掲げる規模の工事等であって、かつ、当該工事等の確実かつ円滑な履行を図るために特定建設工事等共同企業体に競争を行わせる必要があると認められるものとする。ただし、特に特定建設工事等共同企業体による工事施工等が必要であると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 土木一式工事にあつては5億円を超えるもの
- (2) 建築一式工事にあつては5億円を超えるもの
- (3) その他の工事にあつては2億円を超えるもの

(特定建設工事等共同企業体の結成手続)

第5条 特定建設工事等共同企業体を結成しようとする者は、原則として自主的に結成し、次条の各号に掲げる書類を組合に提出しなければならない。

(特定建設工事等共同企業体の提出書類)

第6条 特定建設工事等共同企業体が指名に必要とする提出書類は、次のとおりとする。ただし、設計業務等の発注の場合は(4)号を除くこととする。

- (1) 建設工事等入札参加資格審査申請書（共同企業体）別記第1号様式
- (2) 特定建設工事等共同企業体協定書 別記第2号様式
- (3) 委任状 別記第3号様式

(4) 構成員全員の経営事項審査結果通知書の写し

(出資比率)

第7条 共同企業体の各構成員の出資比率は、技術者を適正に配置して共同施工を確保しえるよう構成員数を勘案して定めなければならない。

2 前項の出資比率は、次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合を下回ってはならない。

(1) 構成員が2者の場合 30%

(2) 構成員が3者の場合 20%

(代表者の選定等)

第8条 共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の履行能力を有するものとし、その決定は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合数値によるものとする。この場合において、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならないものとする。ただし、発注内容が設計業務等の場合はこの限りではない。

(資格審査)

第9条 特定建設工事等共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示、若しくは構成員となる者に対して通知し、これにより、特定建設工事等入札参加資格申請書を提出させるものとする。

(1) 特定建設工事等共同企業体により競争を行わせる工事又は業務である旨及び当該工事名

(2) 工事又は業務の場所

(3) 工事又は業務の概要

(4) 申請書の受付期間及び受付場所

(5) 特定建設工事等共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件

(6) 特定建設工事等共同企業体結成の有効期間

(7) その他管理者が必要と認める事項

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。